

財関第318号  
平成26年3月31日

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

### 関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行及び税関業務の運用改善を図るために、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成26年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るよう改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第5612号を別紙6-1のように、税関様式C第5640号を別紙6-2のように、税関様式C第5642号を別紙6-3のように、税関様式C第5644号を別紙6-4のように、税関様式C第5656号を別紙6-5のように、税関様式C第5660号を別紙6-6のように、税関様式C第5812号を別紙6-7のように、税関様式C第5813号を別紙6-8のように、税関様式C第5840号を別紙6-9のように、税関様式C第5842号を別紙6-10のように、税関様式C第5844号を別紙6-11のように、税関様式C第5856号を別紙6-12のように、税関様式C第5860号を別紙6-13のように、税関様式C第5866号を別紙6-14のように、税関様式F第1040号を別紙6-15のように、税関様式F第1050号を別紙6-16のように、それぞれ改める。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙6-17「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第7 沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて（平成14年3月31日財関第254号）の一部を次のように改正する。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第8 関税評価に関する取扱事例について（平成19年6月26日財関第876号）の一部を次のように改める。

別紙8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第9 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。